

## 所得の計算方法

夫婦の前年（1月～5月までの申請については前々年）の所得合計額が730万円未満であれば、対象となります。

$$\text{所得額} = \left( \begin{array}{l} \text{年間収入金額} \\ \text{源泉徴収票でいう、給与所得控除後の額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(給与所得控除額)} \end{array} - 80,000 \text{円} - \text{諸控除} (\ast) \text{(イ)}$$

(ア)

### ※諸控除の種類

諸控除の種類	控除額
障害者（カ）・勤労学生控除（ク）	該当者数 × 270,000円
特別障害者控除（キ）	該当者数 × 400,000円
雑損（ウ）・医療費（エ）・小規模企業共催等掛金控除（オ）	実際に控除された額

( )・・・下記の所得計算表に対応

### ☆ 所得の計算表

		夫	妻
ア	所得の合計額		
イ	社会保険料相当額(定額)→所得のある方のみ	80,000	80,000
ウ	雑損控除額		
エ	医療費控除額		
オ	小規模企業共済等掛金控除額		
カ	障害者控除額（普通）（該当者数 人） （該当者数 × 270,000円）		
キ	障害者控除額（特別）（該当者数 人） （該当者数 × 400,000円）		
ク	勤労学生控除額（該当する場合、270,000円）		
ケ	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク		
コ	児童手当法施行令における所得額（ア-ケ）		
	合計（夫コ+妻コ） 730万円未満であれば助成対象です。		円